

陳 述 書

本人.....の特別代理人（臨時保佐人，臨時補助人でも同様）に就任するにつき，私には，下記いずれの欠格事由もありません。

記

欠格事由（民法847条。なお，876条の2第2項，876条の7第2項で準用）

- 1 未成年者
- 2 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人，保佐人又は補助人
- 3 破産者
- 4 本人に対して訴訟をし，又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 5 行方の知れない者

令和 年 月 日

住 所

氏 名

大阪家庭裁判所 御中